

産業廃棄物収集運搬車両への表示義務制度改正の概要

- ①平成 14 年に施行された千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例では、産業廃棄物収集運搬車両への標章の貼付が義務付けられている。
- ②廃棄物処理法施行令の改正により、平成 17 年から産業廃棄物収集運搬車両への表示が義務付けられており、廃棄物処理法施行令と条例の表示義務制度が重複している状況にある。
- ③廃棄物処理法施行令の表示義務制度が広く普及したことや、廃棄物処理法施行令による車両表示や車両ナンバーにより、収集運搬業許可の状況などが、即座に判断できるシステムが導入されたことから、条例の標章制度を維持する必要性が薄れている。
- ④また、収集運搬業の手続きや運用の合理化を進めていく必要がある。
- ⑤こうした状況を踏まえ、産業廃棄物収集運搬車両への標章の貼付が規定されている千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第 11 条及び関連規定を削除しようと考えている。

廃棄物処理法施行令に基づく表示	条例に基づく標章の貼付
①産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨 ②事業者名 ③許可番号（下 6 ケタ以上）	①産業廃棄物収集運搬業許可車両標章 ② <u>交付番号</u> ③事業者名 ④許可番号 ⑤許可期限 ⑥ <u>車両の登録番号</u>
①は 140 ポイント以上の大きさの文字、②及び③は 90 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示	文字及び数字の大きさの定めはない。 標章の様式は規則で規定（縦 15cm、横 20cm）
車体の両側面に表示（自書でも可）	車両の運転席の扉の見やすい箇所に標章を貼付
表示義務違反としての直罰の規定はないが、処理基準に違反する行為として、事業停止処分等の行政処分の対象となる。	標章を付けないで産業廃棄物の収集運搬の用に供した者は <u>30 万円以下の罰金</u>

（参考）

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例

（収集運搬車両の表示）

第十一条 法第十四条第一項又は法第十四条の四第一項の規定により産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物の収集及び運搬の用に供するすべての車両に許可番号、事業者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標章の交付を受け、当該車両の見やすい箇所にはり付けなければならない。